「手話に関する府民の意識等」に関するアンケート　リサーチプラン

1. 調査の背景と目的

手話は、障害者基本法において「言語」と明確に規定されているにもかかわらず、そのことの認識が普及せず、そのために手話を習得することのできる機会が確保されていない。このような状況を踏まえ、「言語としての手話の認識」や、聴覚に障がいのある方々等の「手話の習得の機会の確保」を目的とし、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」、いわゆる「手話言語条例」を平成29年3月29日に施行し、約６か月経過した。言語としての認識をはじめ、手話に関する関心や学習意欲などを調査し、今後の施策の展開の資料とする。

1. 調査項目・仮説

項目１　手話が言語であることの認知度（参考）

仮説１　性年代や手話の学習経験によって、手話が言語であることの認識に差がある

仮説２　性年代や、手話が言語であることの認識によって、学習意欲に差がある。

1. 調査対象　国勢調査結果（平成27年）に基づいた、性・年代・居住地（４地域）の割合で割り付けた、18歳以上の大阪府民1,000サンプル
2. 質問項目（食の安全に関するアンケートと共に実施）

予備質問　なし

本質問７問

1. 手話が「言語」であることの認知(SA)
2. 手話への関心(SA)
3. 【関心あり】関心がある理由(MA)
4. 【関心なし】関心がない理由(MA)
5. 手話の学習経験(SA)
6. 【関心あり・学習経験なし】今後の学習意欲(SA)
7. 手話の習得希望の程度(SA)
8. 検証方法

仮説１　性年代・Q５×Q１

仮説２　性年代・Q１×Q６